

秋田県社会就労センター協議会 会 員 会 費 規 程

〔趣旨〕

第 1 条 会則第 3 条に基づく会員及び第 11 条に基づく会費については、この規程の定めるところによる。

〔入会の手続き〕

第 2 条 1. 会員になろうとするものは、別紙様式 1 による「入会申込書」により、会長の承認を得るものとする。この場合において、施設及び団体であるときは、あらかじめ代表者を定めて入会の手続きを行うものとする。
2. 会員である施設及び団体において、その代表者に変更が生じたときは、すみやかに、別紙様式 2 による「会員異動届」を提出するものとする。

〔退会の手続き〕

第 3 条 1. 会員である施設及び団体等で解散又は、廃止したときは、退会したものとする。
2. 前項のほか、別紙様式 3 による「退会届」を提出し、正副会長の承認を得て、退会することができる。

〔会費〕

第 4 条 本会の会費は、別表「秋田県社会就労センター協議会会費」により算出した額とする。

〔納期〕

第 5 条 会費の納期は毎年 6 月とし、年額一括納入するものとする。

附 則

この規程は、平成 4 年 8 月 28 日から施行する。
この規定中第 2 条の入会手続きについては、現在会員であるものは所定の手続きを経て会長の承認を得たものとする。
この規程は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

別 表

秋 田 県 社 会 就 労 セ ン タ ー 協 議 会 会 費

会費の額

1. 生活保護授産施設	1 施設 14,000 円のほかに、 100 円に定員数を乗じて得た 金額を加えた額とする。
2. 社会事業授産施設	
3. 指定障害福祉サービス事業所	
4. 障害者支援施設	
5. 地域活動支援センター	

様式 1

秋田県社会就労センター協議会入会申込書

秋田県社会就労センター協議会 会長 様

秋田県社会就労センター協議会会則を承諾の上、入会を申し込みます。

令和 年 月 日

住 所 〒

TEL

施設（団体）名

代 表 者 氏 名

印

様式 2

秋田県社会就労センター協議会会員異動届

秋田県社会就労センター協議会 会長 様

下記のとおり異動がありましたのでお届けいたします。

記

異動の内容
(該当番号を○で囲む)

1. 施設の所在地の異動
2. 会員(代表者)の異動

異動前 _____

異動後 _____

異動年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所 〒

TEL

施設(団体)名

代表者氏名

印

様式 3

秋田県社会就労センター協議会退会届

秋田県社会就労センター協議会 会長 様

秋田県社会就労センター協議会会員会費規定第 3 条第 2 項の規定より退会を
届け出ます。

令和 年 月 日

住 所 〒

TEL

施設（団体）名

代 表 者 氏 名

印